

令和2年2月27日
子ども部子ども家庭課

令和2年第1回長久手市議会定例会教育福祉委員会資料

1 議案名

議案第25号 長久手市児童発達支援センター条例の制定について

2 提出資料

(1) 関係法令について

別添1

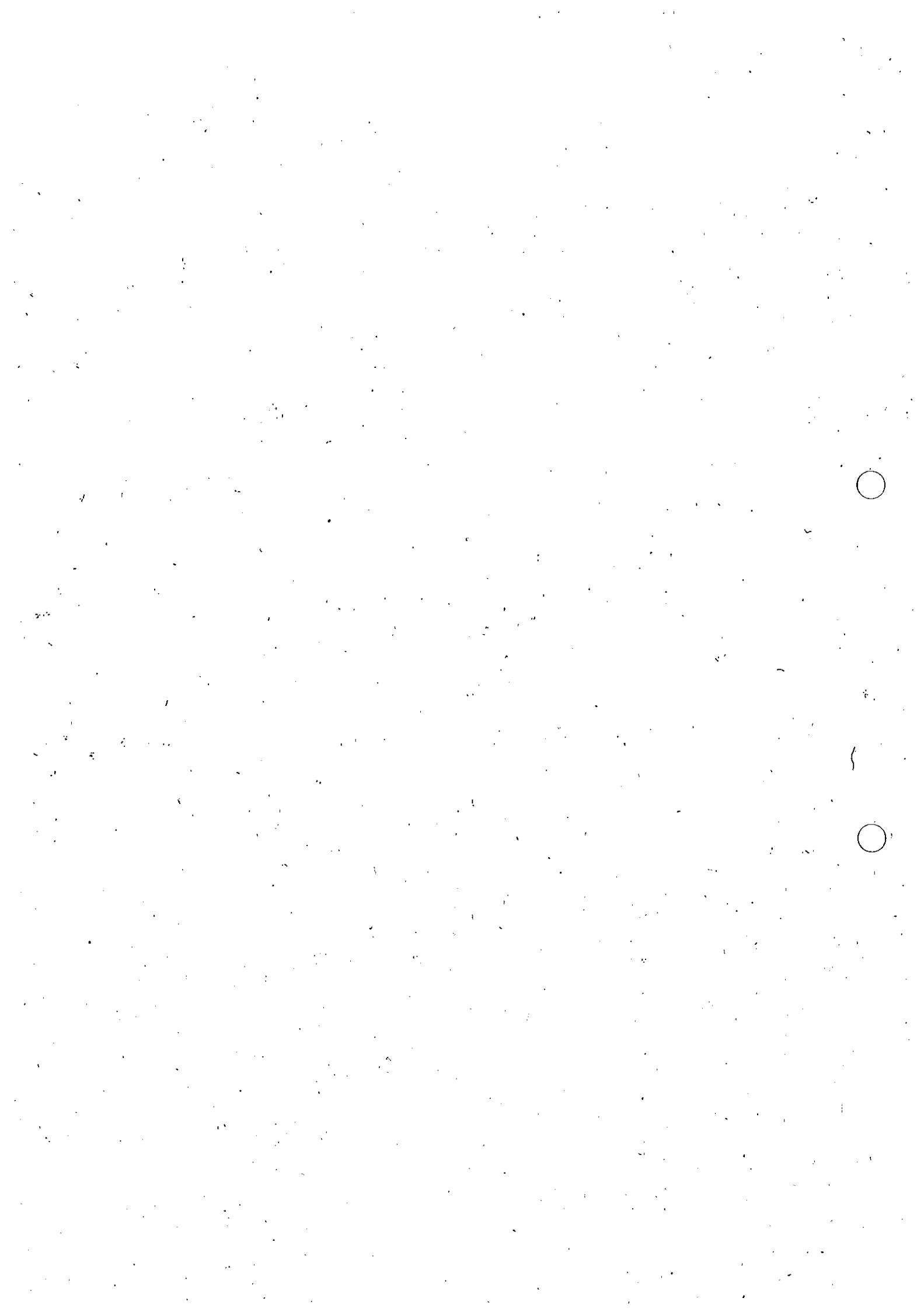
(2) 長久手市児童発達支援センター条例施行規則で定める規定

(案)について

別添2

(3) 指定管理者の選定基準 (案)について

別添3



関係法令について

○児童福祉法（抜粋）

(昭和二十二年十二月十二日)

(法律第百六十四号)

第六条の二の二 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

② この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

⑥ この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

第二十一条の五の六 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。

第二十一条の五の七 市町村は、前条第一項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。

第二十一条の五の三

② 障害児通所給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

- 一 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額
- 二 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

○児童福祉法施行令 第24条各号（要約）

（昭和二十三年三月三十一日）

（政令第七十四号）

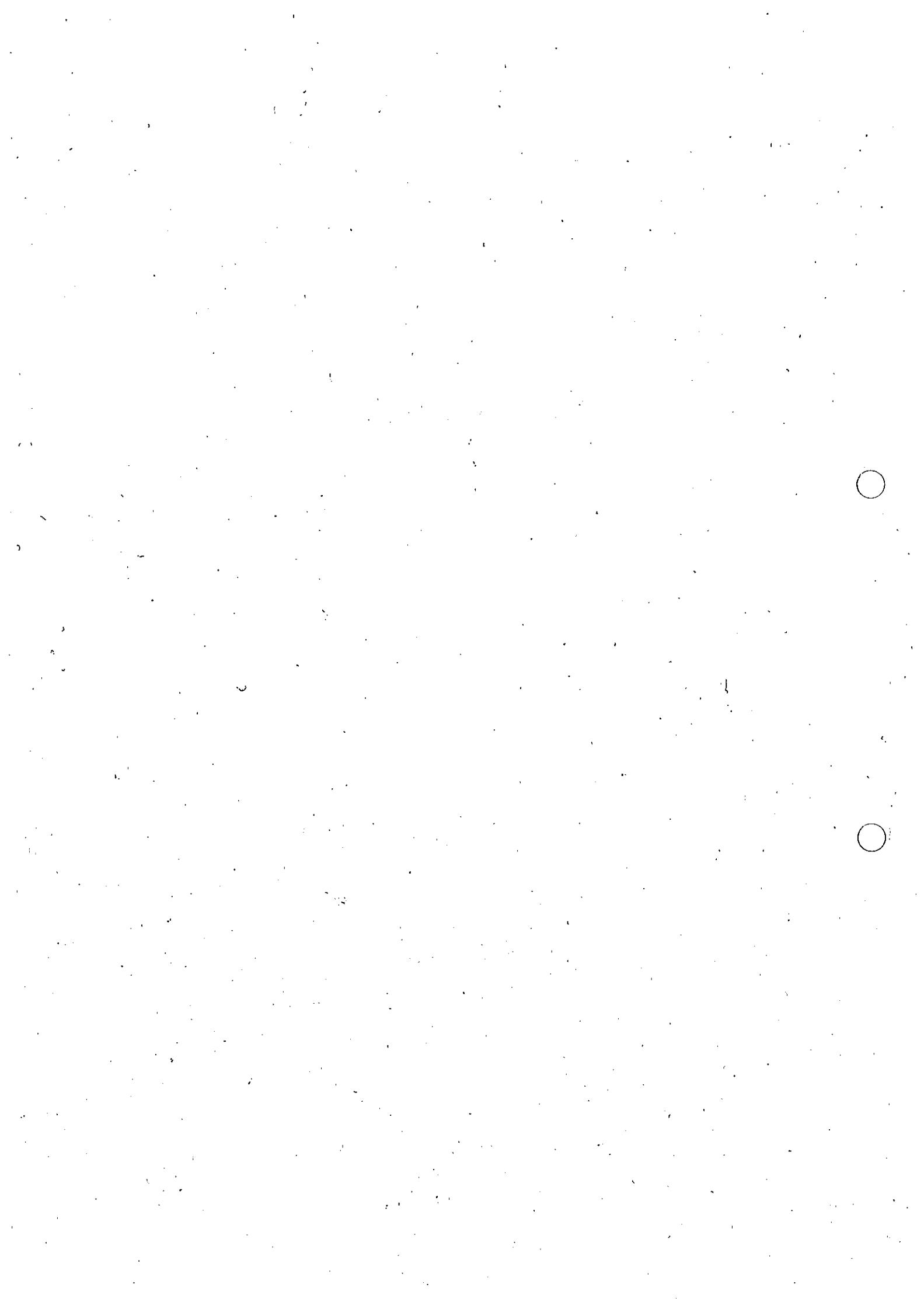
保護者負担上限月額

1. 生活保護世帯及び市町村民税額非課税世帯：0円
2. 市町村民税所得割額28万円未満の世帯：4,600円
3. 市町村民税所得割額28万円以上の世帯：37,200円

※ 3歳から5歳までの通所給付決定に係る障がい児の保護者については、負担上限月額を0円とする（令和元年10月～）。

長久手市児童発達支援センター条例施行規則で定める
規定（案）について

- 1 開館時間
- 2 休館日
- 3 定員
- 4 利用の申請
- 5 利用の許可
- 6 利用の変更又は辞退
- 7 利用の不許可等の事由
- 8 利用の許可の取消の通知
- 9 利用の停止等の通知
- 10 使用料の減免
- 11 指定管理者の指定の申請



指定管理者の選定基準（案）について

- 1 住民の平等な利用を確保することができること。
- 2 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行ふことができること。
- 3 施設の設置の目的を効果的に達成し、効率的な管理運営を行うことができること。
- 4 指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- 5 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

